

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和8年3月)

3月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社山正（法人番号2122001031423） 代表者美坂信孝	大阪府大東市明美の里町4番8号	札幌営業所	北海道石狩市新港西1丁目701番地6	R8.3.5	輸送施設の使用停止（32日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他6件	令和7年1月21日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。（1）各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反（貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項）、（2）定期点検整備の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条の3）、（3）乗務時間等の基準の遵守義務違反（安全規則第3条第4項）、（4）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項から第3項）、（5）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、（6）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（7）運転者に対する指導監督の記録事項義務違反（安全規則第10条第1項）	4	4	
2	ユート運輸倉庫株式会社（法人番号3430001033630） 代表者七條稔	北海道北広島市大曲並木2丁目2番地7	恵庭営業所	北海道恵庭市戸磯47番地9	R8.3.5	輸送施設の使用停止（20日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和7年9月30日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）	2	2	
3	トスロジ株式会社（法人番号2430001081647） 代表者新庄恭太	北海道札幌市東区北22条東7丁目2-24	本社営業所	北海道札幌市東区北22条東7丁目2-24	R8.3.18	事業許可の取消し	貨物自動車運送事業法第33条第1項第1号	令和7年9月24日、令和7年9月25日及び令和7年10月30日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）自動車等の使用停止又は事業停止命令違反（貨物自動車運送事業法第33条第1項第1号）	46	46	
4	株式会社道南エース（法人番号5430002044971） 代表者川口敏史	北海道北広島市希望ヶ丘1丁目2番地3	函館営業所	北海道函館市西桔梗町589-41	R8.3.5	輸送施設の使用停止（20日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和7年9月12日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）	2	2	
5	株式会社山田産業運輸（法人番号6440001004990） 代表者田山克廣	北海道北斗市市渡476番地の1	本社営業所	北海道北斗市市渡476番地の1	R8.3.18	事業停止（7日）、輸送施設の使用停止（320日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項 他6件	令和7年7月16日及び令和7年9月4日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）酒気帯び乗務（安全規則第3条第5項）、（3）疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第3条第6項）、（4）飲酒運転防止に係る点呼実務違反（安全規則第7条の1項から第3項）、（5）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、（6）点呼の記録の改ざん・不実記載（安全規則第7条第5項）、（7）運行指示書の作成、指示又は携行義務違反（安全規則第9条の3第1項から3項）	42	42	

